



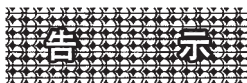
長野県報

2月16日(水)
平成23年
(2011年)
号外

目次

告示

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、家畜伝染病のまん延防止に関する規則に基づく指定（園芸畜産課）…	1
家畜伝染病予防法に基づく消毒実施の命令（5件）（園芸畜産課）……………	1



長野県告示第76号

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和31年長野県規則第11号）第4条の規定により、次のとおり指定します。

平成23年2月16日

長野県知事 阿部 守一

1 区域

安曇野市及び下伊那郡阿南町（愛知県新城市の発生農場の疫学関連農場に限る。）

2 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

3 指定の概要

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品の農場外への移動禁止

4 指定の期限

平成23年2月16日から当分の間

園芸畜産課

長野県佐久家畜保健衛生所告示第1号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施するよう命ずる。

平成23年2月16日

長野県佐久家畜保健衛生所長 金井 義宏

1 実施の目的

長野県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

管内全域の100羽以上の家きん飼養施設及び家畜防疫員が必要と認められた家きん飼養施設

3 実施の期日

家畜保健衛生所が配布する消石灰を受領後7日以内

4 消毒方法

消石灰等の消毒薬の農場内（家きん舎周囲及び農場外縁部等）散布

園芸畜産課

長野県伊那家畜保健衛生所告示第1号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施するよう命ずる。

平成23年2月16日

長野県伊那家畜保健衛生所長 増田 勉

1 実施の目的

長野県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

管内全域の100羽以上の家きん飼養施設及び家畜防疫員が必要と認められた家きん飼養施設

3 実施の期日

家畜保健衛生所が配布する消石灰を受領後7日以内

4 消毒方法

消石灰等の消毒薬の農場内（家きん舎周囲及び農場外縁部等）散布

園芸畜産課

長野県飯田家畜保健衛生所告示第1号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施するよう命ずる。

平成23年2月16日

長野県飯田家畜保健衛生所長 久保田 和弘

1 実施の目的

長野県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

管内全域の100羽以上の家きん飼養施設及び家畜防疫員が必要

と認めた家きん飼養施設

3 実施の期日

家畜保健衛生所が配布する消石灰を受領後7日以内

4 消毒方法

消石灰等の消毒薬の農場内(家きん舎周囲及び農場外縁部等)散布

園芸畜産課

長野県松本家畜保健衛生所告示第1号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施するよう命ずる。

平成23年2月16日

長野県松本家畜保健衛生所長 東 條 博 之

1 実施の目的

長野県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

管内全域の100羽以上の家きん飼養施設及び家畜防疫員が必要と認めた家きん飼養施設

3 実施の期日

家畜保健衛生所が配布する消石灰を受領後7日以内

4 消毒方法

消石灰等の消毒薬の農場内(家きん舎周囲及び農場外縁部等)散布

園芸畜産課

長野県長野家畜保健衛生所告示第1号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施するよう命ずる。

平成23年2月16日

長野県長野家畜保健衛生所長 小 林 和 夫

1 実施の目的

長野県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

管内全域の100羽以上の家きん飼養施設及び家畜防疫員が必要と認めた家きん飼養施設

3 実施の期日

家畜保健衛生所が配布する消石灰を受領後7日以内

4 消毒方法

消石灰等の消毒薬の農場内(家きん舎周囲及び農場外縁部等)散布

園芸畜産課